

## とちぎ結婚支援センター足利運營業務委託仕様書

本仕様書は、とちぎ未来クラブ（県民総ぐるみで結婚・子育てを支援するため、県や市町村、関係団体で設立した組織）がとちぎ出会いサポート事業として運営する「とちぎ結婚支援センター」のうち、足利市（以下「甲」という。）が設置する「とちぎ結婚支援センター足利」の運營業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 目的

「結婚したいけど出会いの機会がない」、「素敵な出会いがあれば結婚したい」という独身男女の希望の実現に向けて、「とちぎ結婚支援センター足利」（以下「センター」という。）を設置・運営し、総合的な結婚支援事業を行う。

### 2 委託業務の内容

#### (1) センターの運営

当センターは宇都宮市内にある「とちぎ結婚支援センター」と連携を図りながら運営を行う。

結婚を望む独身男女からの相談全般を受け付けるとともに、様々な結婚支援事業を実施するため、センターを設置、運営する。

##### ① 実施場所

利用者の利便性を考慮し、場所を選定する。尚、センターには、お引き合わせブースを設ける。なお、お引き合わせブースは、利用者のプライバシーに配慮したブースにすること。

##### ② 開所日時

開所日は、原則として週3日以上とする。開所時間は1日あたり4時間、週12時間以上を目安とする。なお、開所日、開所時間については、利用者が利用しやすいように設定するものとする。

##### ③ 職員の配置

センターには、結婚相談員を配置する。相談業務やお引き合わせ業務を行うため2名以上が配置される勤務体制とし、1名を責任者とする。

結婚相談員は、結婚や交際に関する相談に対応するほか、結婚支援管理システム（以下「マッチングシステム」という。）を利用し、会員登録やお引き合わせ相手検索の操作補助、交際フォロー等に当たるものとする。また、センターの経理・財産管理を行うほか、会員登録や会費徴収を行うものとする。

#### (2) マッチングシステムを活用した結婚支援事業

マッチングシステムを活用し、会員登録から成婚に至るまで、結婚に関してきめ細かな支援を行う。

##### ① 会員登録の実施

マッチングシステムの利用を希望する者に対し、センターの概要説明を行うとともに、

センターに既存の専用タブレットを使用し、会員登録を行う。

② お相手検索の補助

会員がマッチングの相手検索を行う際、その操作補助を行うとともに、効果的なマッチングに繋がるよう助言を行う。

③ お引き合わせの実施

お引き合わせが成立した場合、当日は立ち合い、双方をサポートする。オンラインでのお引き合わせの場合はそのオペレーションも行う。

④ 交際成立後のフォロー

交際中の会員に交際状況を把握し、助言を行う等、成婚に結びつくようにフォローを行うとともに、その経緯をマッチングシステムで管理する。

⑤ 登録会員及び会費の管理

マッチングシステムを活用し、入退会等会員のサポートを行うとともに、個人情報の管理を徹底する。

会員登録に当たっては、会員から入会登録料を徴収するものとし、甲の指定する口座へ入金するものとする。

⑥ 相談その他の業務

センター利用を含む結婚全般に関する相談に応じるとともに、会員の活動状況に応じて個別相談会等を実施し、効果的なマッチングに繋げる。

⑦ 会員アンケートの実施

事業の成果の把握及び会員サービスの向上に資するため、会員に対して定期的にアンケート調査を行う。

(3) その他の事業

センターが主催となり、「結婚したいけど出会いの機会がない」、「素敵な出会いがあれば結婚したい」という独身男女の希望の実現に向けて、「出会いの場」を提供するためのセミナー実施や、結婚をとりまく状況について、若いうちからそれらを知る機会を設け、結婚の希望を叶えるために行動を起こすきっかけ作りとなるライフプランセミナー実施等を可能とする。なお、開催にあたっては、あらかじめ甲と協議の上決定すること。

なお、乙が、委託業務により知り得た会員の個人情報をセンター主催の事業以外の目的での利用を禁止する。

(4) 結婚支援事業における苦情等に対する対応

結婚支援事業に対する会員等からの苦情相談に対応する。

重大なトラブルが生じた場合は、概要について速やかに甲宛てに報告するとともに、とちぎ結婚支援センターと連携し、対応すること。

### 3 入会登録料の徴収及び取扱い

会員の資格は、登録日から2年間有効とし、登録期間における入会登録料の金額は、とちぎ結婚支援センターの定めに従うものとし、徴収する。

### 4 委託期間

令和4(2022)年8月1日から令和5(2023)年3月31日まで

開所日 令和4(2022)年8月1日

### 5 委託契約に関する基本的事項

(1) 委託料は、次の①の総額とする。

① センター運営及びマッチングシステムを活用した結婚支援事業  
対象経費は、次に掲げる経費とする。

#### ア センター設置費

- ・ センター賃貸料
- ・ 会場使用料
- ・ 備品購入費

#### イ 人件費

- ・ 結婚相談員に係る給与、社会保険料、通勤手当

#### ウ 管理費

- ・ 光熱水費
- ・ 電話・FAX・インターネット回線に係る通信費
- ・ 消耗品費
- ・ 広報チラシに係る印刷製本費
- ・ 火災保険、情報漏洩保険に係る保険料
- ・ 企業回り等に係る旅費
- ・ 一般管理費

(2) 委託料の支払いは、基本的に各年度の年度報告書の提出をもって、支払うものとする。

### 6 実績報告書の提出

#### (1) 業務報告

乙は、マッチングシステムを活用した結婚支援事業について、業務の実施状況（会員登録件数、引き合わせ実施件数、交際件数、成婚件数、相談件数及び相談概要、結婚応援企業の登録状況等）を記録し、これらのデータを集計・分析した結果を毎月報告する。

なお、必要に応じて甲が例月報告以外のデータの収集や提供を求めた場合は、その該当データを提出すること。

#### (2) 実績報告

乙は、委託業務が完了したときは、定められた期日までに実績報告書を提出すること。

## 7 その他

(1) 乙は、緊急時に、甲の求めに応じて即時に対応できるよう、連絡体制を整えること。

(2) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託することは禁止する。

(3) 個人情報の収集や利用、管理については足利市個人情報保護条例（平成 14 年足利市条例第 5 号）の趣旨を踏まえ、その取扱に十分留意すること。委託業務を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

また、委託業務により知り得た一切の情報について、契約期間中のほか、契約期間終了後又は契約解除後においても業務以外の目的に使用し、また第三者に開示してはならない。

乙はいかなる場合においても本契約履行中に知り得た情報（業務に関わる事項及び附随事項）に関して機密保持を行うこと。

結婚相談員以外のセンター事務スペースへの入室は制限すること。また、拠点の設置場所については、個人情報が漏洩等しないよう措置を講じること。

(4) 結婚相談員は、センターの開所前までにとちぎ結婚支援センターで研修を受講する。マッチングシステムへのアクセスは、研修を受講した者のみに限り可能とする。

(5) 業務実施において不測の事態が生じた場合は、早急に甲およびとちぎ結婚支援センターへ報告を行う。甲に責任がある場合を除き、乙の責任において解決し、その概要を速やかに甲に報告する。

(6) 委託業務により作成された資料及びポータルサイト等に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

また、乙が委託料により購入した物品等は、甲に帰属するものとする。

(7) 乙は、委託業務に係る契約期間の終了後、他者に業務の引き継ぎを行う必要が生じた場合には、業務に支障が生じないよう必要な措置を講じ、円滑な引き継ぎに努めるものとする。

(8) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により進めるものとする。